

全 議 事 録

会議名	令和2年度第1回山陽小野田市文化財審議会
開催日時	令和2年7月31日（金） 13時30分から15時00分
開催場所	高千帆公民館
出席者	松永保美委員、徳重壽美雄委員、瀬口哲義委員、磯部吉秀委員、 内田陽三委員
欠席者	嶋田紀和委員、開初茂夫委員
事務局	長谷川 裕（教育長）、岡原 一恵（教育部長） 舩林康則（社会教育課課長）・若山さやか（歴史民俗資料館館長） 池田哲也（社会教育課課長補佐）・安藤知恵（文化財係長） 末富あすみ（文化財係）

- 1 開会のことば
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員・事務局自己紹介
- 4 議題

（1）歴史民俗資料館資料取扱要綱制定について

会長代理（副会長）→以下会長とする。：事務局のほうから提案いたします。

事務局：ご説明させていただきます。まずは、お手元の資料1をご覧ください。山陽小野田市歴史民俗資料館資料取扱要綱、こちらを令和2年6月10日から施行しております。こちらの要綱を作成するにあたって、これまでの経緯ですけれども、歴史民俗資料館にはこれまで、資料を収集する基準が定められておりませんでした。また、規則等にも寄贈や廃棄といった内容の項目が、きちんと謳われておりませんでしたので、このたび、民俗資料を整理するにあたっての取扱要綱を、初めて策定をさせていただきました。内容について少しご説明をさせていただきます。

まず、第2条収集の方法ですが、資料の収集は、寄贈、寄託又は購入によって行う。第3条収集の基準、こちらは第1項各3号において定められております。第1号山陽小野田市に関する歴史資料、民俗資料及び考古資料。第2号山陽小野田市の歴史の変遷を知る上で特に必要と認められるもの。第3号所蔵資料の充実を図る上で特に必要と認められるもの。これらの各号のいずれかに該当するものを基準として定めさせていただきました。また、その下のところですが、次のいずれかに該当するものは受け入れを断る場合があるということで、資料の出自又は由来が不明であるもの。以下3つ定めております。今の由来が不明であるもの等は、活用するときやはり、PRするにあたって由来が分からないものは説明ができないということで、それを基準に定めております。第5条の意見の聴取、こちらに文化財審議会の意見を聴くことができる。と定めさせていただいております。

す。また今回新たに寄贈という項目を入れさせていただいております。資料館に資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申込書により教育委員会に申し込むものとする。これまで寄贈については任意の様式で申し込みさせていただいております。今回初めてこちらの寄贈申込書も定めております。続いての寄託。寄託の手続きについては、規則第6条に定めるとありますが、これはそもそもの歴史民俗資料館の規則のほうで寄託については詳しく定めさせていただいております。寄託の期間は原則として5年とする。ただし更新もできますということです。寄託資料の保管、第11条寄託資料は、原則資料館で保管するものとし、資料館所蔵の資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、特別な理由がある場合は、所有者と協議し保管場所を決める。としております。こちらについては後ほど古文書の管理の件で歴史民俗資料館の館長からご説明させていただきます。また今回新しく廃棄という項目を定めております。第14条資料館長は、適正な保管又は維持管理ができなくなったときは、それを廃棄することができる。また資料館長は、資料の廃棄について、審議会の意見を聴くことができる。ということでこのたびの要綱の中で文化財審議会には収集するにあたってのご意見、また廃棄にあたってのご意見を聴くということで位置づけさせていただいております。以上が歴史民俗資料館資料取扱要綱についてのご説明でした。

事務局：続きまして議題（2）収蔵品の保管状況及び今後の整理についてご説明させていただきます。資料2をご覧ください。現在、歴史民俗資料館には約1万点の収蔵資料があります。すべてに番号をつけて写真撮影し、先ほど要綱にもありましたように台帳に記載し、収蔵場所のどの棚にあるかまで分かるように整理しております。しかし、現在その収蔵場所が分散しておりまして、館の3階収蔵庫、小野田児童館、青年の家、市民館元管理人室、中央図書館となっております。これらはどこもこれ以上収蔵ができない状態で、もし山陽小野田市の歴史を知るうえで貴重な資料が出てきても収蔵するスペースがないというのが現状です。今後それらすべてが利用できなくなる可能性を考えると、資料の内容を見直す必要があります。そこで昨年度10月から3月にかけて、小野田児童館の民俗資料の内容を見直し、今後活用できる状態の良い資料については青年の家に移動し保存しています。残っている資料については、再度よく確認してから収蔵資料から外したいと思いません。写真にあります山下記念館の資料ですが、旧厚狭図書館の資料で、中にありましたものは、厚狭杜のまちの皆さんと作業をし、青年の家に運び、廃棄予定分としてほかの資料と分けて置いてあります。一番最初の青年の家の写真は、児童館から運んできた状態の写真です。山下記念館から運んだ資料とは分けて置いてあります。また、青年の家の2階には、厚狭図書館の収蔵資料もありました。その中には古文書があり、大変貴重な二歩家文書、大田家文書、桐原家文書がありました。各ご当主とお話しさせていただき、資料館へ寄贈又は寄託の手続きをし、青年の家から資料館に移動しております。このときに大田家文書は大変な量があ

りましたので、資料館にスペースがなく、ご当主のご了解を得て、中央図書館の場所を借りて収蔵しております。今後収蔵資料の取扱いにつきましては、取扱要綱と合わせて進めていきたいと思っています。青年の家に集めた民俗資料保管場所の確保が課題としてあります。小野田児童館に残した資料と山下記念館から青年の家に運んだ資料の廃棄が必要となります。収蔵資料の保管状況については以上です。

会 長：議題（１）（２）の要綱それから現在の保管状況・課題等の話が出ましたが、皆さんのご意見をお聞かせください。

委 員：今回要綱が制定されるということで確か今まで問題があったのが、廃棄という決まりがなかったので、審議会の意見を聞くという項目をいれたいが為に、要綱を作っておかなければ、その辺のことはどういうふうに。今まであって当然だったのだろうが、どうぞ説明されますか。

事務局：今まで歴史民俗資料館の規則の方には、資料の取扱い一部、寄託等は定めがございました。ただ、寄贈、廃棄をなぜあげたかというのは、先ほどの写真でお示しました通り、民俗資料がかなり昔のものが積み重なった状態で保管してあるような状態で、それをこれからきちんとした形で保管していくのかというのを収集する基準がないので、それを残していくのか活用して廃棄していくべきなのか、そのあたりが全く掴めない状況でした。今回この要綱を作って、どのような基準で収集をしていくのか、廃棄していくのか、定めたいということで作らせていただきました。基本は民俗品の収集の整理が一番の目的です。

委 員：14条のところで適正な保管又は維持管理ができなくなったとき。適正な保管ということと、維持管理ができないという違い、例えば、適正な保管なのか要するに保管に値しない資料ではないかというようなことも、考えられたということですね。今言われたように資料がたくさんになってくると、市の利用はどうしよいかとなってくる、その時に適正な保管というのは価値も含めてという風に考えていいのか。保管すべき価値があるかということも含めて考えてもいいということですかね。

事務局：はい、その通りです。

委 員：ずっと貯めておくというわけにもいかないでしょうし、ですから長年使ってきたものですし、地域としては民俗資料として大事なものですから資料館にこうやって寄贈して保管してもらった方がいいと市民は思われるかもしれないけど、持ってこられても、それがたくさんありますとか、もう既にありますということもあるでしょうから、その点も含めて実は新しく持ってこられたものが、今持っているものと同じものだけこっちの方がいいものだった、その時は適正な管理の仕方として廃棄をするという形になるという考え方で良いですね。

事務局：はい。

委 員：量が増えたから廃棄するでは、話にならない。保管場所がないから、管理ができないから、廃棄。必要なものは残して、新しく保管場所をつくるなりして保管し

ていくというのが本来の姿勢。やみくもに集めるのもおかしいですけど、まあその辺がちゃんとわかっておられれば問題はないと。量が多いから捨てるというのは、審議会の意見を聴いてくれるなら、それは重要な書類だからと言えるけど。資料館を大きくするとかいうことは出てこないんですか。

会 長：私の方から1件いいですか。整理してそれぞれの場所に置いているということですが、これからこういったところに新しく建屋を造るとか、一つにまとめて置いておきたいという考えはあるんでしょうか。

教育長：この文化財、資料館にある資料等見させてもらいましたけど、整理をしないとイケないと私は思いました。大変ですけども今着手してくれている。何がどこにどれだけあるのかということをやちゃんと整理したうえで、どれだけ保管する場所が必要なのかということはまだはっきりしていないという状況がありますので、その整理をするために、今こういったものを制定して、その作業を進めている。保管については本当に一か所できちんと保管できるようにしていくということが望ましいと私も考えています。できればそこですぐ展示ができる、見てもらえるというふうな環境がいいかなと思っています。また今後ですね、市の色々な施設がございます。その施設を利用しなくなったような施設を再利用して、こういった保管場所にしていくというふうなことを視野に入れて検討してまいりたいと思っております。

委 員：実は、私の友達のあるものを資料館に寄贈したい、出来れば展示したい、ということがだいぶ前ですけどありました。結果的には、寄贈は認められて寄贈したんですけど、展示されることはありませんでした。その品物が何だったかということ、ある会社が永年勤続で渡された記念品だったんですね。それは、その会社では後ではそんなことしなくなりましたので、永遠にあらわれることはないと思います。私もその会社に関係がありましたので、ちょっと展示は無理かなとその時に思いましたけど、相談を受けましたので、一応持って行って館の方に相談してとお願いしたわけですが。結果的には展示されませんでした。結局そういうケースは何かがあるときに、古いものが家にあっても、なんかよくわからないと。だから、持って行って調べてもらって、保存してあるいは展示をしてもらえるとうれしいと、本人の気持ちはそうだったんだと思います。結果的にはそういうことになりましたけども。この民俗資料館ですけど、博物館法の範囲に入らなと思うんですね。その領域がちょっと狭いだけの話で、そうなるとうれしいと何を保管するのかということ自体がかなり問題になってくると思います。持って来られるものを全て引き受けたら、とてもじゃないけどたまらないと思いますので、それは今館の方の判断で十分だと思っておりますので、それを続けてやっていただきたい。

それと、これを見て、私も実際に収蔵庫の中を見せてもらったことがあります。同じようなものが結構あるんですね。それでご覧になってそれぞれの意味はあると思うんですけど、これらをひとくくりにとまとめられるものは、これから先のことを考えると、そういった作業は合わせておやりにならないと、とてもじゃない

けど頭に追いつかないようになるんじゃないかと思います。そういう意味を含めて今回の提案は収蔵品そのものについては丁寧に扱っていただくことは当然ですけど、やはり良い提案ではないかというふうに思っています。

会 長：その他皆さんご意見ありませんか。事務局の方はいいですか。

事務局：はい。

会 長：それでは、私最初、議題1といたしましたけども、2も絡めて、資料1、資料2で皆さんに審議していただきました。これ皆さん承認されたということですのでよろしいでしょうか。

委 員：了承

会 長：ありがとうございます。

それでは3番目の議題に移ります。県指定文化財ハマセンダンの保存について。これも事務局の方から提案お願いします。

事務局：ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。県指定文化財ハマセンダンの保存についてです。現在、県指定をいただいておりますハマセンダン、こちらを調査・報告をしていただいた、平成29年10月の山口県樹木医会の報告書をこちらの資料に上げさせていただきます。ハマセンダンは元々南方系の植物で日光を大変好むということで、今回の報告書では周辺の上部がやはりかなり茂ってきているということで、それを少し伐採をしたらいいのではないかという調査報告をいただいております。実際、今年度ハマセンダンの周辺の樹木伐採について予算化しておりましたが、今回のコロナの関係の見直しで、今回は見送りとさせていただきます。これを機会に委員の皆様にかような巨木の管理をしていくうえで、なにかいい意見がございましたら、お伺いさせていただきたいと思ひ、今回議題に取り上げさせていただきます。

会 長：お聞きのとおりですが、まだ進んでいないということですね作業が。なかなか専門的なことですので、どうでしょうか。

委 員：楠の森がありますよね。あの楠がだいぶ傷みましたよね。あれたぶん伐採が影響したんじゃないかと思います。だから、樹木医が言うのだからそのとおりだと思いますけど、ちょっとやっぱり慎重にやらないと。向こうは何百年と生きてきたものですから、これはもうお任せするとしか言いようがないですね。

会 長：どこをどれだけどういうふうに倒すのかは、基準があるんですか。

事務局：調査報告書の中では樹木が、写真からみて左側が、海側です。右側が山手ですけど、右側の上の方がかなり茂ってきているというお話で、この辺りを空く感じで伐採した方がいいんじゃないかという意見でした。

委 員：一番問題のあるところはどこだろうと、ポイントをちょっと言っただけだと。指定した時の問題と今どうなっているのか具体的に言ってもらいたいのですが。

事務局：先ほど申し上げた、山側のところが茂ってきているというところ以外は、特に変わったところは見受けられません。平成29年の調査報告書では、そのような結果でした。それからまた2年間経ってますので、状況が変わってきているかも

しれないですけど。

委員：1年・2年経ってますけど、周りの自然に大きくしてもらっている。樹木医さんもこうやって書いておられるように、枝の張りにしても、どこを切るかにしても、専門の方に見てもらって、その方々は樹だけでなく、周りの植生も考えながら、言われることもあると思うので、そのあたりも含めながらが大事。一方的な見方だけでは自然はついてきてくれないので、やっぱり自然全体を見れる方が、しっかりとその樹の成長の仕方を見ながらが大事だと思います。

会長：今、予算がついているのも、別の観点から使っていくのもいいわけですか。

事務局：今年度も一応、周辺の樹木伐採と診断書代が入ってましたので、改めてまた、診断は年に1回又は2年に1回した方が良いというご意見もありますので、定期的に診断についてはしていく予定にしております。

会長：成長は順調なんですね。衰退しているということはないんですね。

事務局：そうですね。一般的に見る限りでは、そういう状況ではないと思います。慎重に進めさせていただきます。

委員：ある市の文化財の職員に、もう一回見てもらって、今の状態を。全国でも珍しい古い時代のものであるということですから。だめと思ったら指定をスパッときるという選択も大事ではないか。

どれぐらいの人が見に来ているのか分かりますか。

事務局：来られている方の調査はできていません。常駐している者もおりませんし、主要な道路に面しておらず、奥まっているので、把握はできていません。

委員：ここを知っている者は一部の者で、PRも大事。勘場屋敷もPRが足りなかった。PRをするのは観光協会か教育委員会でもしてもらわないといけない。

会長：PRのほうもお願いします。もう一度別の方にも調査をしていただき、慎重に進めていただけるようお願いいたします。次は報告事項です。

報告1、且の登り窯の覆い屋根修復について、報告してください。

事務局：資料4・5をご覧ください。登り窯を覆うように、保護するために、現在木造の覆屋が建っております。こちらがかなり経年のため、また風雨によって傷んでいる箇所が多く、このたび近隣の方にもご迷惑をかけるのではということで、安全面を考えて早急に対応しようということで、正面の切り板の部分、あとは、横の部分の屋根が落ちているところ、スレートの張替等を行っております。本日工事の方は無事に終了したということで、報告を受けております。今後につきましては、今回緊急的に修復いたしましたので、まだ悪い場所はたくさんございます。全面的な改修はかなり金額が膨らみますので、大変困難な状況です。計画的にこのような形で、少しずつでも壊れているところの修復ができるように進めていきたいと思っております。以上です。

委員：今時いらっしゃるかどうかわからないけど、登り窯で焼いてみたいという人を探してみるのは。修理しながら焼いてみたいという人はいないかなと。そういう使い方が、煙突がなくなっているから困るけど。そういうことも考えて保存する。

一から登り窯について、焼き物を始めたという人も聞かないことはない。陶芸を教える大学がこの近くにはない。小野田に残った唯一の登り窯があるということ

委員：僕もちょっと窯について申し上げれば、これ大きいもの例えば硫酸瓶とか焼酎瓶とか大型な焼き物を大量に焼く。10段ある窯、これ超大型です。これが30ぐらいあったと聞いています。煙突は崩れていますけど。今回は覆いを直されたということですが、昭和15年から35年ぐらいまで小野田の地場産業として栄えた。1000人の従業員がいた。とんぼりが水で溶けるので、屋根を修理してもらえたのは良かった。

会長：貴重な遺産であるから、再活用までは予算で難しいですが、また今後も検討していただくということをお願いします。

報告2、勘場屋敷の建屋一部崩壊について、事務局をお願いします。

事務局：資料5をご覧ください。勘場屋敷の正面ではなく裏側の一部がこの度の長雨で崩落いたしました。私共も地元の自治会長から連絡を受けてすぐ飛んで行った次第なんですが、かなり、激しく落ちておりまして、真ん中の写真では部屋の中が見えているぐらいの状況で、今、むき出しになっているような状況です。今、現地では紐を引っ張って、立入禁止として、皆様は入れないように対応はさせていただいておりますが、建屋自体は何もできていない状態です。落ちているものを廃棄できるような形で手続きを進めたいと思っておりますが。建物の中に水が入らないように板を打ち付けるとかですね、そういう緊急的な対処は進めていかなければいけない状況ですが、上段の間の軒下も崩落をしまして、かなりあちこちが悪くなってきている現状です。以上です。

会長：こういうところにブルーシートをかけておくというのも不細工ですしね。

事務局：今、浜自治会様が管理をしてくださっているんですけど、定期的に草刈りをしてくださってまして、すごく中庭の方は綺麗ですので、見学を外からする際には良い環境でできているんですけど、裏に回ってみると今こういう環境ですので、大変危険です。

会長：では、こちらは先ほどの登り窯の修復とまではいかず、とりあえずは、撤去して片づけるというところで。

委員：自治会はどう考えているのか。保安上このまま置いといたら困るのか。

事務局：以前自治会長さんとお話ししたときに、地域の高泊小学校が高泊開作の勉強で歩いて見学に行くそうですね。草がたくさん生えていたら、中まで見れないでしょということで、地域の宝を自分たちで清掃して、維持管理することが大事と話されました。

会長：一つは子供のため。本当によく管理されています。

委員：これは宇部市の話なんですけど、宇部市の文化財の方で芦河内にある阿弥陀堂、建物が万倉の奥の方にあるんですけど、その藁の吹き替えを今年度したいと相談を受けております。予算的には取れているので、吹き替えをしよう。それと瑞

松庵。宇部市の文化財は動いています。そういうことで近隣は動いています。

宇部市の文化財に負けないように小野田も頑張っていきたいと思いますという話です。

会 長：報告3、ふるさと文化遺産「山陽道」登録について、報告をお願いします。

事務局：皆さまに以前この黄色のファイルをお配りさせていただいています。山陽道を一番上に入れております。今こちらを、歴史民俗資料館にて、一冊500円で販売を始めております。もう1か月経ちましたが、かなり売れ行きが良く、皆様に好評をいただいております。今回この販売に合わせまして、各公民館等でも講演会を随時進めていく予定にしております。須恵公民館、厚狭公民館、出合公民館、あと埴生、厚陽も引き続き日程調整しております。山陽地区を通っていますこの山陽道をテーマにした講演を考えております。また、1月22日には市民館で、山陽道をテーマにした講演を歴史民俗資料館の学芸員の溝口さんを講師に招きまして、実施する予定にしておりますので、是非委員の皆様にもご参加いただければと思います。またご案内はさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。以上です。

会 長：報告4、歴史民俗資料館の活動報告についてをお願いします。

事務局：昨年度、笠井順八没後100年を記念した企画展と関連する事業をメインとしました。企画展以外では、特設コーナー展示や、図書館での出張展示、小学校や公民館での出前講座、宇部市市民大学、理科大薬学部、工学部での講演活動も行いました。年間入館者数は、過去3年間にわたり少しずつですが増えていきましたが、昨年度はコロナの影響があったのか、2月に前年より300人減り、3月は館が休館するなどで、前年には届きませんでした。

次に、今年度の事業計画についてですが、4月1日～5月25日まで、コロナの影響で、臨時休館していました。その間、「10分でわかる山陽小野田市の歴史」を予定しており、いつ開館してもよいように、展示をしておりました。6月から8月には、オリンピックに合わせて開催予定だった「山陽小野田のスポーツ史」、9月、10月「発掘された山口巡回展」、11月、12月「市指定文化財展」これら年内は全て中止となりました。企画展がない間でも何かできることはないかということで、夏の道具コーナー、戦争資料コーナー、むかしの道具コーナーの展示で、館内の資料を使って実施しています。なかでも、むかしの道具は、夏休みの子供たち向けにイベントを開催します。

教育長：付け加えですが、今年度、歴史民俗資料館の新しい取り組みとして、先ほど資料館の資料の話がありましたけども、その有効利用のために、学校に実際の昔の道具を運んで行って子供たちに触れて、昔の生活を身近に感じられるような企画も取り組んで、好評を得ております。またそういうものをこれからも取り組んでいきたいと考えております。

会 長：以上で議事及び報告がすべて終わりました。

事務局：ありがとうございます。次回の文化財審議会の開催は来年2月頃を予定しています。ふるさと文化遺産の次回登録については「窯のまち」の登録準備を進めて

おります。今後審議会にご意見を伺わせていただきますので、よろしくお願
いいたします。その他この機会に委員様からご意見はありますか。

委員：千林尼について山陽小野田市は関係しているが検証をしていない。あれだけの石
畳を作っているのだから、もっと検証すべきである。

事務局：承知いたしました。